

令和4年度

第10回教育委員会（定例）

令和5年1月19日提出

丹波篠山市教育委員会

(議事日程)

日 程 令和5年1月19日 午後2時00分～
場 所 市役所第2庁舎3階 2-301・302会議室

開会あいさつ

開会宣言 時 分

日程第1 第9回会議録の報告・承認

日程第2 会議録署名委員指名 番委員 (委員)

日程第3 会期の決定 自 令和5年1月19日 至 令和 年 月 日 日間

日程第4 議案

第22号 丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正
する規則の制定について (子育て企画課)・・・1頁

第23号 丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付要綱の制定について
(子育て企画課)・・・2頁

第24号 性別欄の見直しに伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について
(教育総務課)・・・12頁

第25号 性別欄の見直しに伴う関係教育委員会要綱の整備に関する要綱の制定について
(教育総務課)・・・17頁

日程第5 承認事項

第7号 みどり賞被表彰者の決定について (教育総務課)・・・21頁

日程第6 協議事項

第6号 「令和5年度丹波篠山の教育」(案)について (教育総務課)・・・23頁

日程第7 報告事項

1 寄附採納について (教育総務課)・・・24頁

2 後援名義の承認について (教育総務課)・・・25頁

3 小中学校児童生徒の問題行動等について (学校教育課)・・・26頁

4 令和4年度1月小・中・特別支援学校定例校長会について (学校教育課)・・・29頁

5 令和4年度第2学期学校給食異物混入状況について (学校給食センター)・・・30頁

6 令和5年度 保育園・幼稚園・認定こども園の入園申し込み状況について
(保育教育課)・・・33頁

7 令和5年度 児童クラブの入所申し込み状況について (子育て企画課)・・・36頁

8 丹波篠山市立西紀運動公園の指定管理者の指定について (社会教育課)・・・38頁

9 長澤宏行スポーツ振興官就任に伴う「高校野球200年構想」高校生と中学生の交流
事業(合同練習会)について (社会教育課)・・・39頁

10 教育長報告 ・・・41頁

《次回定例会》

教育委員会(定例) 日程：令和5年2月16日(木)14:00～ 場所：市役所第2庁舎3階2-301・302会議室

議案第 22 号

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第4条第1項第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和5年1月19日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則（平成22年篠山市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、城南児童クラブの開所時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 城南小学校の授業日（土曜日を除く。） 下校時から午後7時まで

(2) 城南小学校の休業日 午前7時から午後7時まで

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、開所時間を変更することができる。

第12条中「毎月末日までにその月分を」を「教育委員会が指定する日までに」に改める。

様式第1号、様式第5号、様式第6号及び様式第7号中「多紀」の次に「・城南」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の規定に基づきなされた令和5年度の利用に係る入所の申込みの手續に使用された様式は、この規則による改正後の丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の規定に基づきなされた入所の申込みの手續に使用された様式とみなす。

議案第23号

丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付要綱の制定について

丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付要綱を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第4条第1項第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和5年1月19日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、待機児童の解消に向けて、市内保育所又は認定こども園（以下「保育所等」という。）への入所に当たり、定員超過等の理由により希望の保育所等に入所できず、他の保育所等に遠距離通所することになった児童の保護者の負担の軽減を図るため、当該児童の通所に要する経費の一部を予算の範囲内で補助金を交付することに関し、丹波篠山市補助金等交付規則（平成17年篠山市規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 次に掲げる保育所又は認定こども園をいう。
 - ア 丹波篠山市保育所条例（平成11年篠山市条例第105号）第3条に規定する保育所
 - イ 丹波篠山市立認定こども園条例（平成27年篠山市条例第25号）第2条に規定する認定こども園
 - ウ 丹波篠山市私立保育所及び私立認定こども園補助金交付要綱（平成22年篠山市教育委員会要綱第5号）の対象となる保育所又は認定こども園
 - エ その他、保育所又は認定こども園で丹波篠山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるもの
- (2) 児童 前号の保育所等に在籍する0歳児クラスから3歳児クラスまでの児童
- (3) 保護者 前号の児童の父母又は現に当該児童を扶養している者
(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 市内在住者
- (2) 丹波篠山市特定教育・保育施設等給付費支給認定等に関する規則（平成26年篠山市教育委員会規則第1号）第5条に定める施設型給付費等支給認定申請書兼幼稚園・保育所・認定こども園等利用申込書（様式第1号）（以下「利用申込書」という。）を教育委員会へ提出するに当たり、第1希望欄、第2希望欄及び第3希望欄に保育所等の施設名を記入した児童の保護者

- (3) 前号の利用申込書に記載した第1希望、第2希望又は第3希望の保育所等に入所できなかった児童の保護者
 - (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又は同項第3号の認定を受けた児童の保護者
 - (5) 教育委員会から当該年度の保留通知書発行を受けた児童の保護者
 - (6) 居住地から通所する保育所等までの一般に利用し得る最短による通所距離が片道10キロメートル以上の児童の保護者
 - (7) 補助金交付申請時の年度において前条第1号の保育所等に在籍する児童の保護者
 - (8) 市税等を滞納していない児童の保護者
- 2 補助対象児童を複数もつ保護者にあつて、同一の保育所等に通所する場合は、内1人の児童を交付の対象とする。

（補助金の種類、交付対象要件及び補助金交付額）

第4条 補助金の種類、補助金の交付対象要件及び補助金の交付額は、別表に定めるとおりとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の3月10日までに、丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に関係書類を添付し、教育委員会に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 教育委員会は、交付申請書を受理したときは、申請内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付決定書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付請求書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、第3条に規定する補助金の交付対象者としての要件を確認した上で補助金を交付するものとする。

3 教育委員会は、第1項の請求書の提出があつたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（変更等の承認）

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付対象者としての要件を満たさなくなったときは、丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を教育委員会に速やかに提出しな

なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を承認すべきものと認めるときは、丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告書）

第9条 教育委員会は、丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付決定書に記載されている保育所等に在籍していることをもって実績報告とみなす。

（補助金の返還等）

第10条 教育委員会は、補助金の交付を受けた者がこの要綱に基づき提出した書類に虚偽の記載があったと認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助金の種類	補助金の交付対象要件	補助金の交付額
丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金	片道の通所距離が10キロメートル以上15キロメートル未満の場合	1か月当たり16,000円。ただし、在籍期間が1か月に満たない月は補助対象外とする。
	片道の通所距離が15キロメートル以上20キロメートル未満の場合	1か月当たり24,000円。ただし、在籍期間が1か月に満たない月は補助対象外とする。
	片道の通所距離が20キロメートル以上25キロメートル未満の場合	1か月当たり32,000円。ただし、在籍期間が1か月に満たない月は補助対象外とする。
	片道の通所距離が25キロメートル以上30キロメートル以上の場合	1か月当たり40,000円。ただし、在籍期間が1

	キロメートル未満の場合	か月に満たない月は補助対象外とする。
	片道の通所距離が30キロメートル以上の場合	1か月当たり48,000円。ただし、在籍期間が1か月に満たない月は補助対象外とする。

年 月 日

丹波篠山市教育委員会 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

_____年度丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 対象児童の氏名・生年月日
氏名 _____ 生年月日 _____

- 2 通所する保育所等の名称・入所年月日
名称 _____ 入所年月日 _____ 年 月 日

- 3 利用申込書において希望としていた保育所等の名称
第1希望園 _____
第2希望園 _____
第3希望園 _____

- 4 居住地と通所する保育所等の片道距離
_____キロメートル（居住地の住所 _____）


- 5 補助金の交付申請額
(1) 1か月当たりの補助金単価 ① _____ 円
(2) 通所する保育所等に在籍する見込月数（年度間）② _____ か月
※月の途中に入所（退所）した（する）月は含まない
(3) 交付申請額 ① _____ 円 × ② _____ か月 = _____ 円

- 6 添付書類
通所経路図（任意様式）

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

丹波篠山市教育委員会 

丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付申請については、下記のとおり決定したので、丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 _____ 円
(内訳)

年度

交付対象月	交付決定額	交付対象月	交付決定額
4月	円	10月	円
5月	円	11月	円
6月	円	12月	円
7月	円	1月	円
8月	円	2月	円
9月	円	3月	円

- 2 補助金交付の条件

- (1) 補助金の交付にあたっては、丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付要綱第3条第1項の該当項目を確認後、半期ごと又は一括で支払う。
- (2) 支払は10月及び翌年4月の月末とする。

年 月 日

丹波篠山市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で通知のありました丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金について、下記のとおり丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付要綱第7条第1項の規定により請求します。

記

1 補助金請求額 金 _____ 円
但し、（前期分・後期分）として請求します。

2 補助金請求額の内訳
年度（前期・後期）分

交付対象月 (前期)	交付決定額	交付対象月 (後期)	交付決定額
4月	円	10月	円
5月	円	11月	円
6月	円	12月	円
7月	円	1月	円
8月	円	2月	円
9月	円	3月	円

3 振込口座
銀行名・支店名 _____
預金種別 _____
口座番号 _____
口座名義人（カナ） _____

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

丹波篠山市教育委員会 様

補助事業者等 住所

氏名(名称)

印

丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定された丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金について下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更(中止・廃止)の理由

2 変更後の交付申請額 金 円
(内訳)

年度

交付対象月	変更後の交付申請額	交付対象月	変更後の交付申請額
4月	円	10月	円
5月	円	11月	円
6月	円	12月	円
7月	円	1月	円
8月	円	2月	円
9月	円	3月	円

3 その他変更事項

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

丹波篠山市教育委員会 印

丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付変更（中止・廃止）
承認通知書

年 月 日付けで変更（中止・廃止）承認申請のあった丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）を承認したので、丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 ____年度補助金交付決定額

既交付決定額 円

変更後の交付決定額 円

2 変更（中止・廃止）の内容等

議案第24号

性別欄の見直しに伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について

性別欄の見直しに伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第4条第1項第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和5年1月19日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

性別欄の見直しに伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第1条 丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則(平成11年篠山市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中

「

年	月	日生	性別	
---	---	----	----	--

」

を

「

年	月	日生
---	---	----

」

に改める。

様式第4号中

「

	性別	
--	----	--

」

を

「

--

」

に改める。

(丹波篠山市立特別支援学校規則の一部改正)

第2条 丹波篠山市立特別支援学校規則(平成11年篠山市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中

「年 月 日生(男 女)」

を

「年 月 日生」

に改める。

(丹波篠山市図書館条例施行規則の一部改正)

第3条 丹波篠山市図書館条例施行規則（平成14年篠山市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「性別

生年月日 年 月 日」

を

「生年月日 年 月 日」

に改める。

（丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学方法に関する規則の一部改正）

第4条 丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学方法に関する規則（平成16年篠山市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中

「

児童、生徒氏名	性別

」

を

「

児童、生徒氏名

」

に改める。

(丹波篠山市立公立学校児童生徒の出席停止の手続きに関する規則の一部改正)

第5条 丹波篠山市立公立学校児童生徒の出席停止の手続きに関する規則（平成16年篠山市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号及び様式第3号中

「性別（男・女） 年 月 日生」

を

「 年 月 日生」

に改める。

(篠山チルドレンズミュージアムの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 篠山チルドレンズミュージアムの設置及び管理に関する条例施行規則（令和4年丹波篠山市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「(男 人、女 人)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

議案第25号

性別欄の見直しに伴う関係教育委員会要綱の整備に関する要綱の制定について

性別欄の見直しに伴う関係教育委員会要綱の整備に関する要綱を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第4条第1項第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和5年1月19日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

性別欄の見直しに伴う関係教育委員会要綱の整備に関する要綱

(丹波篠山市遠距離通学費補助金交付要綱の一部改正)

第1条 丹波篠山市遠距離通学費補助金交付要綱（平成16年篠山市教育委員会要綱第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

児童、生徒氏名	性別

」

を

「

児童、生徒氏名

」

に改める。

(みどり賞表彰要綱の一部改正)

第2条 みどり賞表彰要綱（平成19年篠山市教育委員会要綱第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式中

「

	男・女
--	-----

」

を

「

--

」

に改める。

(丹波篠山市保育料軽減事業助成要綱の一部改正)

第3条 丹波篠山市保育料軽減事業助成要綱(平成22年篠山市教育委員会要綱第10号)の一部を次のように改正する。

別記様式中

「

男・女	年	月	日生
-----	---	---	----

」

を

「

年	月	日生
---	---	----

」

に改める。

(丹波篠山市延長保育促進事業実施要綱の一部改正)

第4条 丹波篠山市延長保育促進事業実施要綱(平成22年篠山市教育委員会要綱第13号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中

「

		男・女
年	月 日	

」

を

「

年	月 日	歳

」

に改める。

(三宅剣龍賞表彰要綱の一部改正)

第5条 三宅剣龍賞表彰要綱(平成22年篠山市教育委員会要綱第14号)の

一部を次のように改正する。

別記様式中

「

	性 別	男 ・ 女
--	-----	-------

」

を

「

--

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

承認第7号

みどり賞被表彰者の決定について

みどり賞被表彰者を決定したことについて、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、別紙専決処理書のとおり処理したので、教育委員会の承認を求める。

令和5年1月19日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

令和4年度 「みどり賞」 被表彰者

(団体・個人順、敬称略)

No.	団体・個人名	団体・個人概要
17	丹波篠山市立 篠山中学校・篠山東中学校ソフトボール部	構成員12名 (3年生5名・2年生7名)

◇ 功 績 調 書 ◇

17 丹波篠山市立篠山中学校・篠山東中学校ソフトボール部

当該団体は、令和3年11月に開催された「第32回兵庫県中学校ソフトボール新人大会」で、準優勝という成績を収めた。

専 決 処 理 書

丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、みどり賞被表彰者の決定について専決処理した。

理由：みどり賞被表彰者の決定については、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第4条第1項第17号の規定において、教育委員会の議決事項となっており、令和4年12月19日開催の12月定例教育委員会で可決いただいたところである。

その後、丹波篠山市立篠山中学校・篠山東中学校ソフトボール部が、令和3年11月に開催された「第32回兵庫県中学校ソフトボール新人大会」で準優勝しており、みどり賞の被表彰推薦基準に合致し、表彰対象であることが12月下旬に判明した。

当該チームは、①明らかに推薦基準を満たしていること、②再度、選考委員会、教育委員会にかかる時間がないことから、教育長による専決処理によりみどり賞被表彰者に決定した。

令和4年12月28日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

協議第6号

「令和5年度丹波篠山の教育」（案）について

「令和5年度丹波篠山の教育」（案）について、教育委員会の協議を求める。

令和5年1月19日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下別冊1》

報告 1

寄附採納について

次のとおり寄附の申し出があり承認いたしましたので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和5年1月19日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

No.	品目	数量	価格	備考
1	すべり台つきジャングルジム、知育おもちゃ	各1点	-	子育てふれあいセンタープレイルームで諸感覚を発達させるおもちゃとして活用のため
2	古文書等の歴史資料	一式	-	丹波篠山市に関する歴史資料として、市史編さん事業での保存・活用を図るため

報告 2

後援名義の承認について

丹波篠山市教育委員会の後援名義使用願いについて、次のとおり承認しましたので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和5年1月19日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

No	名称	実施日	団体	場所
1	国際交流&イングリッシュキャンプ	①令和5年4月8日 ～4月9日 ②令和5年4月15日 ～4月16日	宮城復興支援センター センター長 茂木 秀樹	国立淡路青少年交流の家

報告 3

小中学校児童生徒の問題行動等について

小中学校児童生徒の問題行動等について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 14 年教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 5 年 1 月 19 日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

令和3年・令和4年度 小学校児童の問題行動等件数

丹波篠山市教育委員会学校教育課 令和4年12月末現在
上段は昨年度、下段は今年度の数

		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
刑法犯行為	対教師暴力	学校内	R3									1			1	
			R4			1	2		2	1	2				8	
		学校外	R3													
			R4													
	生徒間暴力	学校内	R3						1			1		1	1	4
			R4			1	1									2
		学校外	R3													
			R4													
	対人暴力	学校内	R3													
			R4													
		学校外	R3													
			R4													
	器物損壊	R3														
		R4			1	1										2
	恐 喝	R3														
		R4														
窃盗・万引き等	R3								1						1	
	R4															
その他(強盗・放火等)	R3															
	R4															
ぐ犯 不良行為	怠惰浪費	深夜はいかい	R3													
			R4													
		家 出	R3										1			1
			R4													
	無断外泊	R3														
		R4														
	金品持ち出し	R3														
		R4	1												1	
	飲酒喫煙等	不健全性的行為	R3													
			R4													
		飲 酒	R3													
			R4													
	喫 煙	R3														
		R4														
	薬物乱用	R3														
		R4														
粗暴	けんか	R3														
		R4														
その他(不良交遊・危険遊戯・指導不服従等)	R3		2	1				1	1	3	2	1	2	13		
	R4	1	3	3					3	3	1			14		
無免許運転	R3															
	R4															
いじめ	R3	2	2	6					2	7	1	1		21		
	R4		1	6	2				9	3	1			22		
合 計	R3	2	4	7				2	4	10	5	3	3	1	41	
	R4	2	4	12	6			2	13	8	2				49	

不登校	R3児童数	R3	2	7	12	12	15	16	16	18	18	21	24
	1979		0.10%	0.35%	0.61%	0.61%	0.76%	0.81%	0.81%	0.91%	0.91%	1.06%	1.21%
	R4児童数	R4	2	7	7	8	10	16	16	17			
1927		0.10%	0.36%	0.36%	0.42%	0.52%	0.83%	0.83%	0.88%				

令和3年・令和4年度 中学校生徒の問題行動等件数

丹波篠山市教育委員会学校教育課 令和4年12月末現在
上段は昨年度、下段は今年度の数

		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
刑法犯行為	対教師暴力	学校内	R3														
			R4														
		学校外	R3														
			R4														
	生徒間暴力	学校内	R3		6	2			1	5		2	1	1		18	
			R4	2	1	3	1		2	3	2	2				16	
		学校外	R3	1													1
			R4														
	対人暴力	学校内	R3														
			R4														
		学校外	R3														
			R4		1												1
	器物損壊	R3								1						1	
		R4															
	恐 喝	R3															
		R4															
窃盗・万引き等	R3													1	1		
	R4																
その他(強盗・放火等)	R3										1				1		
	R4																
ぐ 犯 不良行為	怠惰浪費	深夜はいかい	R3											1	1		
			R4				1								1		
		家 出	R3	1					1							2	
			R4														
	無断外泊	R3															
		R4															
	金品持ち出し	R3															
		R4															
	不健全性的行為	R3											2	1	3		
		R4				1									1		
	飲酒喫煙等	飲 酒	R3														
			R4														
		喫 煙	R3														
			R4														
	薬物乱用	R3															
		R4															
粗暴	けんか	R3															
		R4							1						1		
その他(不良交遊・危険遊戯・指導不服従等)	R3	4	3	3	2	2	4	5	12	5	5	7	2	54			
	R4	2	4	8	5	4	4	9	5	4				45			
無免許運転	R3																
	R4																
いじめ	R3	1	3		5		1	1	1	2		4		18			
	R4		2	3				3	2	4				14			
合 計	R3	7	12	5	7	3	6	12	13	10	8	13	4	100			
	R4	4	8	15	7	4	9	15	11	6				79			

不登校	R3生徒数	R3	8	19	22	23	27	33	42	45	44	46	53
	977		0.82%	1.94%	2.25%	2.35%	2.76%	3.38%	4.30%	4.61%	4.50%	4.71%	5.42%
	R4生徒数	R4	10	23	30	31	43	49	54	59			
984		1.02%	2.34%	3.05%	3.15%	4.37%	4.98%	5.49%	6.00%				

報告 4

令和 4 年度 1 月小・中・特別支援学校定例校長会について

令和 4 年度 1 月小・中・特別支援学校定例校長会について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 1 4 年教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 5 年 1 月 1 9 日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下別冊 2》

報告 5

令和 4 年度第 2 学期学校給食異物混入状況について

令和 4 年度第 2 学期学校給食異物混入状況について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 1 4 年教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 5 年 1 月 1 9 日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

令和4年度 第2学期 学校給食異物混入状況

(期間: 令和4年8月30日～12月22日)

1. 異物の分類による内訳

※ ()内数字は、前年度同期の数字 (単位:件)

施設名		東部学校 給食センター	西部学校 給食センター	合 計
区分	種類			
分類1	危険異物	0 (0)	0 (0)	0 (0)
分類2	非危険異物	5 (4)	3 (4)	8 (8)
合 計		5 (4)	3 (4)	8 (8)

※・危険異物とは、金属類、ガラス類、鋭利なプラスチック類、薬物・薬品等

・非危険異物とは、毛髪、繊維片、スポンジ片、食品梱包材の切れ端、食物の殻、食材に付着していた虫等

【参考】 期間における給食実施日数と提供品目食数

(単位:実施日数=日、提供品目食数=食)

		東 部	西 部	合 計
実施日数		78	78	—
提供品目食数	米飯	104,887	121,980	226,867
	パン	31,922	34,082	66,004
	牛乳	136,809	153,803	290,612
	おかず	410,427	469,173	879,600
	デザート	43,389	48,340	91,729
	合計	727,434	827,378	1,554,812

※ 提供品目食数は、例えば、おかずが給食1食に3品あり、2,000人が食べた場合、6,000食と数えて累計したもの。

2. 異物の種類並びに混入箇所

＜東部学校給食センター＞ ※ ()内数字は、前年度同期の数字 (単位:件)

区分	混入箇所		給食センター内	学校園内	原材料内	パン・牛乳業者内	不明	小 計
	種類							
危険異物	金属類等		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
非危険異物	毛 髪		2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	2 (1)
	合成物質 (繊維片等)		0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	自然 界 (食物の殻等)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	虫		1 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
	その他		0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
小 計			3 (0)	0 (0)	2 (3)	0 (1)	0 (0)	5 (4)

提供品目食数合計に対する混入率→ 0.00069%

＜西部学校給食センター＞ ※ ()内数字は、前年度同期の数字 (単位:件)

区分	混入箇所		給食センター内	学校園内	原材料内	パン・牛乳業者内	不明	小 計
	種類							
危険異物	金属類等		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
非危険異物	毛 髪		2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	2 (2)
	合成物質 (繊維片等)		1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (1)
	自然 界 (食物の殻等)		0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
	虫		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小 計			3 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (2)	3 (4)

提供品目食数合計に対する混入率→ 0.00036%

＜東部・西部学校給食センター合計＞ ※ ()内数字は、前年度同期の数字 (単位:件)

区分	混入箇所		給食センター内	学校園内	原材料内	パン・牛乳業者内	不明	合 計
	種類							
危険異物	金属類等		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
非危険異物	毛 髪		4 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	4 (3)
	合成物質 (繊維片等)		1 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (1)	2 (2)
	自然 界 (食物の殻等)		0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
	虫		1 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
	その他		0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
合 計			6 (1)	0 (0)	2 (4)	0 (1)	0 (2)	8 (8)

提供品目食数合計に対する混入率→ 0.00051%

令和4年度 第1～2学期累計 学校給食異物混入状況

(期間: 令和4年4月8日～令和4年12月22日)

1. 異物の分類による内訳

※ ()内数字は、前年度同期の数字 (単位:件)

施設名		東部学校 給食センター	西部学校 給食センター	合 計
区分	種類			
分類1	危険異物	0 (0)	0 (0)	0 (0)
分類2	非危険異物	7 (6)	4 (4)	11 (10)
合 計		7 (6)	4 (4)	11 (10)

※・危険異物とは、金属類、ガラス類、鋭利なプラスチック類、薬物・薬品等

・非危険異物とは、毛髪、繊維片、スポンジ片、食品梱包材の切れ端、食物の殻、食材に付着していた虫等

【参考】 期間における給食実施日数と提供品目食数

(単位:実施日数=日、提供品目食数=食)

		東 部	西 部	合 計
実施日数		146	145	—
提供品目食数	米飯	199,316	227,231	426,547
	パン	54,806	62,666	117,472
	牛乳	253,984	285,671	539,655
	おかず	761,952	867,796	1,629,748
	デザート	79,778	96,872	176,650
	合計	1,349,836	1,540,236	2,890,072

※ 提供品目食数は、例えば、おかずが給食1食に3品あり、2,000人が食べた場合、6,000食と数えて累計したもの。

2. 異物の種類並びに混入箇所

<東部学校給食センター> ※ ()内数字は、前年度同期の数字 (単位:件)

区分	混入箇所		給食センター内	学校園内	原材料内	パン・牛乳業者内	不明	小 計
	種類							
危険異物	金属類等		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
非危険異物	毛 髪		2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	2 (1)
	合成物質 (繊維片等)		0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (1)
	自然界 (食物の殻等)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	虫		1 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
	その他		1 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	2 (2)
小 計			4 (1)	0 (0)	2 (3)	0 (1)	1 (1)	7 (6)

提供品目食数合計に対する混入率→ 0.00052%

<西部学校給食センター> ※ ()内数字は、前年度同期の数字 (単位:件)

区分	混入箇所		給食センター内	学校園内	原材料内	パン・牛乳業者内	不明	小 計
	種類							
危険異物	金属類等		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
非危険異物	毛 髪		2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	2 (2)
	合成物質 (繊維片等)		1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	2 (1)
	自然界 (食物の殻等)		0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
	虫		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小 計			3 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (2)	4 (4)

提供品目食数合計に対する混入率→ 0.00026%

<東部・西部学校給食センター合計> ※ ()内数字は、前年度同期の数字 (単位:件)

区分	混入箇所		給食センター内	学校園内	原材料内	パン・牛乳業者内	不明	合 計
	種類							
危険異物	金属類等		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
非危険異物	毛 髪		4 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	4 (3)
	合成物質 (繊維片等)		1 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (1)	4 (2)
	自然界 (食物の殻等)		0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
	虫		1 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
	その他		1 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	2 (2)
合 計			7 (2)	0 (0)	2 (4)	0 (1)	2 (3)	11 (10)

提供品目食数合計に対する混入率→ 0.00038%

報告 6

令和5年度 保育園・幼稚園・認定こども園の入園申し込み状況について

令和5年度 保育園・幼稚園・認定こども園の入園申し込み状況について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和5年1月19日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

令和5年度 保育所・認定こども園入所申し込み数（R5.1.1時点）

たかしろ

	継続	新規	計	受入れ可能	R4.12.1園児数
0歳	0	10	10	3	4
1歳	4	6	10	12	10
2歳	7	4	11	18	15
3歳	15	8	23	20	17
合計	26	28	54	53	46

※途中入所：5月2人、8月2人、9月2人、10月2人、
1月1人、3月1人

味間

	継続	新規	計	受入れ可能	R4.12.1園児数
0歳	0	36	36	12	9
1歳	9	45	54	18	17
2歳	18	16	34	48	45
3歳	43	20	63	64	62
合計	70	117	187	142	133

※途中入所：5月2人、6月2人、7月3人、9月5人、10月1人
11月2人、1月2人、2月1人、3月2人

城東

	継続	新規	計	受入れ可能	R4.12.1園児数
0歳	0	8	8	9	6
1歳	5	5	10	12	12
2歳	10	3	13	18	12
3歳	11	3	14	20	16
合計	26	19	45	59	46

※途中入所：7月1人、10月1人、11月1人、12月1人
2月人、3月1人

たき

	継続	新規	計	受入れ可能	R4.12.1園児数
0歳	0	3	3	6	6
1歳	7	6	13	12	9
2歳	8	1	9	18	10
3歳	10	2	12	20	10
合計	25	14	39	56	35

※途中入所：6月1人、7月1人

にしき

	継続	新規	計	受入れ可能	R4.12.1園児数
0歳	0	6	6	6	5
1歳	5	9	14	12	10
2歳	9	9	18	18	14
3歳	14	7	21	20	18
合計	28	31	59	56	47

※途中入所：6月2人、2月1人

ささやま

	継続	新規	計	定員	R4.12.1園児数
0歳	0	17	17	18	9
1歳	11	13	24	27	18
2歳	18	11	29	95	19
3歳	19	13	32	95	34
4歳	29	5	34	95	25
5歳	25	3	28	95	26
合計	102	62	164	140	131

今田

	継続	新規	計	受入れ可能	R4.12.1園児数
0歳	0	4	4	3	6
1歳	6	13	19	12	6
2歳	5	4	9	18	15
3歳	14	5	19	20	19
合計	25	26	51	53	46

※途中入所：9月1人、10月1人、11月1人

富山

	継続	新規	計	定員	R4.12.1園児数
0歳	0	6	6	6	8
1歳	7	8	15	39	15
2歳	13	4	17	39	23
3歳	20	12	32	70	30
4歳	18	6	24	70	23
5歳	18	1	19	115	21
合計	76	37	113	115	120

令和5年度幼稚園入園予定者数

令和4年12月1日現在

幼稚園名		4歳児	5歳児		5歳児 合計
		新入園	新入園	進級	
1	篠山 幼稚園	2	2	5	7
2	八上 幼稚園	12	1	21	22
3	たまみず 幼稚園	0	2	4	6
4	岡野 幼稚園	9		6	6
5	かやのみ 幼稚園	14		10	10
6	西紀みなみ 幼稚園	17		21	21
7	西紀きた 幼稚園	6		3	3
8	大山 幼稚園	4		6	6
9	城南 幼稚園	14	1	23	24
10	古市 幼稚園	11		7	7
11	今田 幼稚園	14		15	15
12	たき認定こども園4歳児・5歳児	8		14	14
13	味間認定こども園4歳児・5歳児	83	1	85	86
合計		194	7	220	227

たきこども園4歳児→8名全員継続入所利用(新入園なし)
味間こども園4歳児→25名新入園、継続利用58名

報告 7

令和 5 年度 児童クラブの入所申し込み状況について

令和 5 年度 児童クラブの入所申し込み状況について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 1 4 年教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 5 年 1 月 1 9 日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

令和5年度 児童クラブ登録予定者数

令和4年12月20日 速報

篠山児童クラブ

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計
篠山	通年	10	12	14	11	5	5	57	80
	長期	1	2	8	6	1	5	23	
八上	通年	8	13	6	3	6	1	37	48
	長期	1	0	3	1	4	2	11	
合計	通年	18	25	20	14	11	6	94	128
	長期	2	2	11	7	5	7	34	
		20	27	31	21	16	13	128	

城北畑児童クラブ

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計
城北畑	通年	11	9	13	10	8	7	58	69
	長期	1	1	4	0	2	3	11	
合計		12	10	17	10	10	10	69	

富山児童クラブ

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計
岡野	通年	8	4	7	10	1	2	32	47
	長期	0	2	2	1	5	5	15	
合計		8	6	9	11	6	7	47	

城東児童クラブ

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計
城東	通年	9	9	5	5	2	4	34	65
	長期	6	4	5	4	8	4	31	
合計		15	13	10	9	10	8	65	

多紀児童クラブ

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計
多紀	通年	8	11	11	10	2	3	45	57
	長期	4	0	4	2	2	0	12	
合計		12	11	15	12	4	3	57	

西紀児童クラブ

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計
西紀南	通年	7	9	5	2	0	0	23	44
	長期	5	3	3	5	5	0	21	
西紀	通年	4	3	2	0	0	0	9	22
	長期	3	1	2	2	4	1	13	
西紀北	通年	3	1	1	1	0	0	6	9
	長期	0	0	1	0	2	0	3	
合計	通年	14	13	8	3	0	0	38	75
	長期	8	4	6	7	11	1	37	
		22	17	14	10	11	1	75	

大山児童クラブ

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計
大山	通年	3	2	1	3	1	0	10	19
	長期	0	0	3	1	3	2	9	
合計		3	2	4	4	4	2	19	

味間児童クラブ

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計
味間	通年	67	52	45	24	15	7	210	296
	長期	13	10	17	17	18	11	86	
合計		80	62	62	41	33	18	296	

城南児童クラブ

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計
城南	通年	15	14	16	11	9	2	67	87
	長期	3	4	2	7	3	1	20	
合計		18	18	18	18	12	3	87	

古市児童クラブ

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計
古市	通年	9	8	7	5	2	2	33	55
	長期	3	2	3	5	3	6	22	
合計		12	10	10	10	5	8	55	

今田児童クラブ

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計
今田	通年	5	8	9	4	1	0	27	47
	長期	3	2	0	10	4	1	20	
合計		8	10	9	14	5	1	47	

総合計

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
通年	167	155	142	99	52	33	648
長期	43	31	57	61	64	41	297
合計	210	186	199	160	116	74	945

報告 8

丹波篠山市立西紀運動公園の指定管理者の指定について

丹波篠山市立西紀運動公園の指定管理者の指定について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和5年1月19日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

丹波篠山市立西紀運動公園の指定管理者の指定について

令和4年12月22日、第123回丹波篠山市議会議案第79号「丹波篠山市立西紀運動公園の指定管理者の指定について」は、下記のとおり議会の議決を得たので報告します。

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
丹波篠山市立 西紀運動公園	大阪市北区梅田1丁目11番4-2100号 株式会社 エヌ・エス・アイ 代表取締役 石川 端	令和5年4月1日から 令和15年3月31日まで

報告 9

長澤宏行スポーツ振興官就任に伴う「高校野球200年構想」高校生と中学生の交流事業（合同練習会）について

長澤宏行スポーツ振興官就任に伴う「高校野球200年構想」高校生と中学生の交流事業（合同練習会）について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和5年1月19日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

長澤宏行スポーツ振興官就任に伴う「高校野球 200 年構想」
高校生と中学生の交流事業（合同練習会）について

【目的】

長澤宏行スポーツ振興官の就任に伴い高校野球の未来を考える「高校野球 200 年構想」に基づき、「次の 100 年」に向けた行動計画に定める小中学生向けの野球事業に取り組み、子どもたちの野球ができる環境を整えます。

2018 年に「高校野球 200 年構想」が発表され、高校生と中学生の交流事業が実施できるようになりましたが、兵庫県下では実績が無く、本市において、県下初のモデル事業として兵庫県高等学校野球連盟、兵庫県中学校体育連盟と連携し、交流事業を実施します。

【振興】

野球経験者に競技を継続する振興
中高連携野球教室（仮称）

【内容】

主催：兵庫県高等学校野球連盟・丹波篠山市・丹波篠山市教育委員会
（兵庫県中学校体育連盟※協議中）

日時：令和 5 年 2 月 4 日（土）12 時 00 分～15 時 15 分

会場：兵庫県立篠山産業高等学校

・グラウンド（雨天時：体育館）

対象：兵庫県立篠山産業高等学校硬式野球部 1・2 年生	（19 名）	
兵庫県立篠山鳳鳴高等学校硬式野球部 1・2 年生	（13 名）	合計 32 名
丹波篠山市立篠山中学校野球部 1・2 年生	（9 名）	
丹波篠山市立今田中学校野球部 1・2 年生	（1 名）	
丹波篠山市立丹南中学校野球部 1・2 年生	（10 名）	
丹波篠山市立篠山東中学校野球部 1・2 年生	（4 名）	
丹波篠山市立西紀中学校野球部 1・2 年生	（5 名）	合計 29 名

【視察受け入れ】

兵庫県高等学校野球連盟事務局及び指導者委員会
兵庫県中学校体育連盟事務局及び指導者等

報告 10 教育長報告

日	月	火	水	木	金	土
		12/20 8:30 政策 会議 (301) 13:20 キャ リア形成支 援事業～夢 プラン～ (田園交響 ホール) 17:15 市長 協議 (応接 室)	12/21 13:00 県訪 問 14:30 県協 議 (篠山庁 舎) 16:00 所属 長会議 (2-201) 17:00 市長 協議 (応接 室)	12/22 9:30 市議 会師走会議 本会議 (第 4日) : 委 員長報告 14:00 伝建 審議会 (市 民センタ ー)	12/23 13:30 市町 村教育長・ 教育委員研 究協議会 (県民会 館)	12/24
12/25 9:00 面接 (市民セン ター)	12/26 8:30 政策 会議 (301) 10:00 第2回伝建 協丹波篠山 市実行委員 会 (301) 17:00 会議	12/27 9:00 来客 あり 10:30 第5 回特別支援 教育あり方 検討会 (教 育長室) 13:05 【1 月】定例教 育委員会議 案検討会 (2-303) 16:00 所属 長会議 (2-303)	12/28 11:00 市長 協議 (応接 室) 16:00 仕事 納めの会 (2-301.30 2)	12/29	12/30	12/31
1/1 元日 9:00 今田 元旦マラソ ン (上立杭 交流館)	1/2 振替休 日	1/3	1/4 8:05 仕事 始めの会(市 内7箇所) 14:00 面接 (2-302) 16:00 所属 長会議 (2-303)	1/5 10:00 来客 あり	1/6 9:00 市長 協議 (応接 室) 15:30 新年 賀詞交換会 (ユニトピ アささや ま)	1/7

<p>1/8 10:00 消防出初式（田園交響ホール） 13:30 はたちのつどい（田園交響ホール）</p>	<p>1/9 成人の日 12:00 面接（市民センター）</p>	<p>1/10 8:45 部長会・政策会議（301）</p>	<p>1/11 8:30 協議（応接室） 10:00 当初予算市長査定（応接室） 17:15 所属長会議（2-303）</p>	<p>1/12 10:00 1月定例校長会（2-301.302） 13:00 丹波篠山市中学校1月定例校長会（四季の森生涯学習センター） 15:30 医療的ケア推進委員会（篠山養護学校）</p>	<p>1/13 10:00 高齢者大学さぎそう学園講演（今田まちづくりセンター） 13:00 当初予算市長査定（応接室） 16:00 来客あり</p>	<p>1/14 13:30 史跡八上城跡保存活用ワークショップ（高城会館）</p>
<p>1/15 9:00 丹波篠山市新春駅伝大会（黒豆の館）</p>	<p>1/16 13:15 当初予算市長査定（応接室）</p>	<p>1/17 8:45 政策会議（301） 9:30 市議会本会議（臨時）（本会議終了後）議員全員協議会 13:30 第43回館山若潮マラソン派遣選手激励会 14:30 市長協議（応接室） 15:00 園ヒアリング（2-303）</p>	<p>1/18 8:50 学校園ヒアリング（2-303） 17:00 所属長会議（2-303）</p>	<p>1/19 8:45 学校ヒアリング（2-101） 12:30 教育委員協議会（2-301.302） 14:00 定例教育委員会（2-301.302）</p>		

初等中等教育施策の動向（文科省）と各市の動向（分科会）

丹波篠山市教育委員会 教育長 丹後政俊

※令和4年度全国市町村教育長・教育委員研究協議会より

□初等中等教育施策の動向について（文部科学省）

- 1 子どもの数は40年前から約半減（小1193万人→622万）、学校数は1・2割減
特別支援学校生徒数は10年前の約1.2倍（12.6万人→14.6万人）
- 2 日本の学校と、諸外国の「スクール」の在り方は大きく異なる
諸外国 **知育**（教科等）＝学校 **徳育**（道徳等）＝教会・家庭等 **体育**（部活動等）＝地域
※日本の教員が、知・徳・体を一体的に行う指導形態は、国際的にも高く評価されてきた
- 3 PISA（OECD学習到達度調査）2018から明らかになったこと
 - ・数学的リテラシー（1位）と科学的リテラシー（2位）はトップレベル、読解力は低下（11位）
 - ※情報を探し出し、理解し、評価し、熟考する問題の正答率が低い
 - ・日本は社会経済文化的背景（ESCS）の生徒間の差が最も小さい
 - ・日本は学校の授業でのデジタル機器利用時間が短く、学校外ではチャットやゲームに偏っている
- 4 新しい時代の学びの環境整備
 - ・小学校における35人学級の計画的な整備と高学年の教科担任制の推進（令和7年度までに）
 - ※効果 ・授業の質向上 ・小中の円滑な接続 ・多面的な児童理解 ・教師の負担軽減
 - ・少人数学級や外部人材活用の効果や教員に与える影響等の実証的研究（令和3年度から5年間）
- 5 学校における働き方改革について
 - ・教員の学内勤務時間の増加 小学校教諭 57.29（+4.13） 中学校教諭 63.20（+5.14）
 - ※理由 ・若手教師の増加 ・総授業時数の増加 ・中学校部活動時間の増加
 - ・国、教育委員会、学校それぞれで取組を推進し、教師が教師でなければならないことに集中できる
- 6 部活動の地域移行について
 - ・少子化が進む中、生徒がスポーツ・文化芸術に継続して親しむ機会を確保。学校の働き方改革。
 - ・地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術の環境整備「まちづくり」
 - ※課題 ・体制整備 ・指導者の質と量の確保 ・参加費用負担の支援等 ◎改革推進期間へ

□不登校支援について

- ・不登校児童生徒は9年連続で増加し、過去最多となっている（24万人R3 特にここ5～6年）
- ・不登校の要因 無気力・不安（※）、生活リズムの乱れ、友人関係、親子関係、学業不振
- ・適応指導教室、校内に別室、フリースクール（料金を補助）、
- ・訪問型家庭教育支援（地域の人等が家庭を訪問）、訪問型学習支援（複数の教員が家庭へ）
- ・固定担任制を変える。・自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱い